平成２６年（フ）第１７７号
北海道茅部郡森町字尾白内町94番地１、開始決定時の住所函館市本通１―10―35
破産者　川口　智春（旧姓小形）
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１６５号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏638番地３　レオパレスペニーレイン203号室
破産者　金子　和美
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１５１号
静岡県三島市壱町田240番地
破産者　段原　良則
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１５２号
静岡県三島市壱町田240番地
破産者　段原とめ子
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第５８号
長野県塩尻市大門八番町４番19号
破産者　中村　弘子
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１１７号
長野県松本市清水２丁目２番11号　フレグランス清水Ａ202号
破産者　山川　仲子
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第２７８号
兵庫県姫路市御立東２丁目４―14、開始決定時の住所兵庫県姫路市広畑区西蒲田445番地５
破産者　ホームトラスト姫路こと　米田　順司
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２９７号
兵庫県姫路市白浜町甲337番地１
破産者　岡本　高光
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１３８３号
福岡市博多区吉塚５丁目７番２―308号
破産者　中島　武人
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３２２号
福岡市城南区樋井川１丁目16番11号
破産者　西本　美保
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８９８号
福岡県古賀市千鳥３丁目２番１―301号
破産者　川野恵美子
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６１号
山形県鶴岡市美原町25番22号
破産者　佐藤　次子
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２６年（フ）第１７号
山形県酒田市市条字上川原41番地の６　京極方、開始決定時の住所山形県鶴岡市大山１丁目38番37号
破産者　小野寺朋子
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２６年（フ）第９９１号
横浜市港北区富士塚２丁目20番13号　丸喜荘105号室
破産者　吉澤　弘明
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２２５号
神奈川県茅ヶ崎市高田１丁目13番15―202号　シュロス湘南
破産者　森藤　博仁
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２２６号
神奈川県茅ヶ崎市高田１丁目13番15―202号　シュロス湘南
破産者　森藤　正子
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３０号
新潟県刈羽郡刈羽村大字油田1686番地
破産者　丸山　　力
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第２１４号
新潟県南魚沼郡湯沢町大字土樽1041番地１
破産者　野口　　宏
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第４９号
長野県飯田市龍江4049番地１　アパート天竜峡３号
破産者　横田　　鉄
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第１０３号
滋賀県彦根市正法寺町286番地197、前住所滋賀県彦根市安清東町95番地　411号
破産者　廣瀬　信寿
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部